

介護保険システム等標準化検討会 第2回合同WT

第2回WTの検討概要

令和6年11月1日
事務局提出資料

1. 第2回WTで検討する範囲について

○ 第2回WTで検討する範囲は以下のとおりです。No.4～7は第3回検討会以降に追加した検討論点です。

No	検討論点	見直しの契機	関連箇所	改定時期
1	介護分野におけるDXの推進への対応(上期継続検討事項)	制度改正	2頁	令和7年1月
2	eLTAXを活用した地方公金収納の実現に向けた取り組みへの対応	制度改正	3～7頁	令和7年1月
3	第9期介護保険制度見直し・介護報酬改定の対応 介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の室料負担の見直し(令和7年8月施行)への対応	制度改正	8頁	令和7年1月
4	総合事業における継続利用要介護者への対応 第9期介護保険制度見直し「総合事業における継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化」を踏まえた対応	制度改正	9頁	令和7年1月
5	高額合算自動償還への対応 高額介護サービス費と同様に高額医療合算介護サービス費の申請についても初回の申請をもって毎年の申請を不要とすることへの対応 (令和4年度の地方分権提案より)	制度改正	10頁	令和7年1月
6	令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応 自治体の行政手続のオンライン化に伴い、マイナポータルぴったりサービスに対応する申請・届出手続の追加への対応	制度改正 以外	11頁	令和7年1月
7	主治医意見書作成料支払処理の電子化対応 支払処理を国保連へ委託している保険者向けに国保連インタフェースが変更されることへの対応	制度改正 以外	12頁	令和7年1月
8	標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直しや訂正	制度改正 以外	13頁	令和7年1月

2. 介護分野におけるDXの推進への対応

検討中の内容を含む
変更の可能性あり

○ 検討論点1「介護分野におけるDXの推進への対応」は以下のとおりです。

令和6年度上期の継続検討事項であった適合基準日は、介護情報基盤の運用開始に向けたスケジュールについて、標準準拠システムへの移行に係る対応状況等を踏まえて介護保険部会で検討中であることに鑑み、第2回WT時点では変更ありません。また、介護情報基盤側のインタフェース仕様書の名称を伏字から、令和6年8月30日に公開された仕様書の名称へ見直しました。

No	対応内容	修正箇所
1	介護情報基盤のインタフェース仕様書の名称見直し	機能・帳票要件_1.介護保険共通 機能ID:0231419～0231429 を修正 <修正前> * * * * * インタフェース仕様書 <修正後> 介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(仮称) なお、修正後も(仮称)であるため、今後正式名が示された際に修正します。

<修正例> 機能ID 0231419の場合

機能・帳票要件					※ 小項目には機能ID (日) のIDを設定している。						【実装区分】◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能		
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日			
						介護保険システム	認定審査会システム						
1 介護保険共通													
1 介護保険共通	1.1 他システム連携		訂正	0231419	介護情報基盤に、介護保険被保険者資格情報を提供する。 ※1 連携項目、CSV ファイルの授受に関するAPI連携の仕様等については、「*****介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(仮称)」に準拠すること ※2 日次(1日1回以上の頻度)で自動連携すること ※3 全件又は差分とすること ※差分連携を推奨 ※4 返却された登録結果(コード、内容)を確認で	◎	×	※3のとおり、連携単位として全件と差分を想定している。 全件：介護情報基盤へ連携する条件を満たす情報を送付済も含めすべて対象とする。 差分：介護情報基盤に送付済の情報から変更があった情報、及び未送付の情報を対象とする。 【第4.0版】介護分野におけるDXの推進への対応に伴い、当該機能を追加 【第4.0版改定案】介護情報基盤のインタフェース仕様書の名称を訂正	【第4.0版】にて新規追加 介護保険システムと介護情報基盤の連携については、総務省が規定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、各自治体の情報セキュリティポリシー、ネットワーク構成等を踏まえ各自治体が個別判断すること。	令和8年4月1日			

インタフェース仕様書の名称について、「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(仮称)」としています。

第2回WT時点では適合基準日は変更なし。

インタフェース仕様書の名称について、「介護情報基盤との連携におけるインタフェース仕様書(仮称)」としています。

第2回WT時点では
適合基準日は変更なし。

3. eLTAXを活用した地方公金収納の実現に向けた取り組みへの対応(1/5)

○ 検討論点2「eLTAXを活用した地方公金収納の実現に向けた取り組みへの対応」は、以下のとおりです。

3. 検討論点2の概要について

(再掲) 介護保険システム等標準化検討会
(第3回) 令和6年9月27日【資料1】

○ 検討論点2「eLTAXを活用した地方公金収納の実現に向けた取り組みへの対応」は、「規制改革実施計画」(令和6年6月21日閣議決定)及び「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針」(令和5年10月6日関係府省庁連絡会議決定)等にて、遅くとも令和8年9月までに措置を講じるとされています。総務省・地方税共同機構より提示されます「eLTAX仕様書」等の内容を踏まえ、標準仕様書に反映する予定です。

6	地方公共団体への公金納付のデジタル化	デジタル庁、総務省、厚生労働省及び国土交通省は、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料並びに公物の占有に伴う使用料等の公金(道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等)について、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」(令和5年10月6日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定)等に基づき、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる。 あわせて、デジタル庁及び総務省並びに警察庁、こども家庭庁、文部科学省及び国土交通省は、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金納付を行うことができるよう措置されることを踏まえ、全国共通の取扱いとするべきとの要請がある土地賃貸料、放置違反金、保育所利用料、認定こども園利用料、幼稚園利用料、高校授業料、学校給食費及び住宅使用料について、納付書の取扱いがない又はその件数が極めて少ないなど、費用対効果が不十分であると地方公共団体が判断した場合を除き、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる。	(前段) デジタル庁 総務省 厚生労働省 国土交通省 (後段) デジタル庁 総務省 警察庁 こども家庭庁 文部科学省 国土交通省
---	--------------------	---	---

出展:規制改革実施計画 P30「II 実施事項 1. 革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大 (4) 公共」より抜粋

2. 全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した公金納付を行うことを可能とする取組

デジタル庁及び総務省並びに関係府省庁は、特に、以下の公金については、全国的に共通の取扱いとしてeLTAXを活用した納付を行うことができるよう、地方公共団体に重点的に要請を行うなど、必要な取組を行う。

① いずれの市区町村においても相当量の取扱件数がある公金

いずれの市区町村においても相当量の取扱件数がある国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料については、全国的に共通の取扱いとして、eLTAXを活用した納付を行うことができるよう市区町村に重点的に要請を行う。

また、これらの公金に係る事務は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)に基づく標準化対象事務であることから、標準仕様書にeLTAXを活用して各公金の収納を行うことができることを機能要件として規定する。

4. 今後の取組のスケジュール

本方針に基づく所要の取組については、引き続き、具体化に向けた検討を進めるものとし、民間事業者や地方公共団体等からの意見を踏まえつつ、令和6年通常国会において、所要の立法措置を講ずることを目指す。

その上で、eLTAXや地方公共団体の公金システムの改修等を進め、標準仕様システムへの移行の目標時期が令和7年度末までとされていることにも留意し、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金収納を開始することを目指す。

出展:「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」より抜粋

「eLTAX仕様書」等の内容を確認した上で機能要件や帳票要件等の対応案(適合基準日を含む)を作成し、検討会・WTにて必要な検討を行い、検討結果を踏まえ、標準仕様書へ反映する予定です。

総務省より提示されました機能要件(案)をもとに、介護保険システム標準仕様書への対応は次頁のとおりです。

3. eLTAXを活用した地方公金収納の実現に向けた取り組みへの対応(2/5)

- 「対応事項①QR印字・納付書送付」に関する介護保険システム標準仕様書への対応内容と修正箇所は以下のとおりです。

検討中の内容を含む
変更の可能性あり

No	提示された機能要件(案)	対応内容	修正箇所
1	対応事項① QR印字・納付書送付 なお、帳票要件については、QRコード等の記載をご検討いただく想定。	・地方税統一QRコード格納情報をデータとして組み立てることができること。	【新規追加】 機能・帳票要件_4.保険料収納 中項目「4.1 保険料収納共通管理」 機能ID 0231437 ※【基本データリスト】へのデータ項目追加をデジタル庁へ調整予定。
2		・地方税統一QRコードを生成し、納付書に印字できること。	【項目追加】 帳票詳細要件_4.保険料収納 帳票レイアウト_4.保険料収納 帳票ID:0230218 収納-09.督促状兼納付書(ハガキ様式) 通番28「eL-QR」を追加
3		・案件特定キー及び確認番号等を納付書に印字できること。	【追記】 帳票詳細要件_4.保険料収納 帳票ID:0230218 収納-09.督促状兼納付書(ハガキ様式) 通番21、41、55『印字編集条件など』の「想定される印字内容」に追記
4		・納付書ごとに案件特定キー及び確認番号等を採番し、管理できること。	【新規追加】 機能・帳票要件_4.保険料収納 中項目「4.1 保険料収納共通管理」 機能ID 0231437の※書き

※ 修正箇所の詳細は、別紙の機能・帳票要件や帳票詳細要件、帳票レイアウトを参照ください。

3. eLTAXを活用した地方公金収納の実現に向けた取り組みへの対応(3/5)

- 「対応事項②納付書情報の登録(公金システムから対応事項①の納付書情報をeLTAXに登録)」に関する介護保険システム標準仕様書への対応内容と修正箇所は以下のとおりです。

検討中の内容を含む
変更の可能性あり

No	提示された機能要件(案)	対応内容	修正箇所
5	・eLTAXにアップロードするアップロード情報ファイル(全件アップロード又は選択アップロード)を作成できること。	・eLTAXにアップロードするアップロード情報ファイルを作成し、提供する連携機能を追加する。	【新規追加】 機能・帳票要件_4.保険料収納 中項目「4.1 保険料収納共通管理」 機能ID 0231438 ※【機能別連携仕様】への連携機能追加をデジタル庁へ調整予定。
6	・eLTAXにアップロード済みのアップロード情報ファイルの内容に変更がある場合(延滞金の発生や共通納税以外のチャネルでの納付など)、変更内容を設定したアップロード情報ファイルを作成できること。	・eLTAXにアップロード済みのアップロード情報ファイルの内容に変更がある場合、変更内容を設定したアップロード情報ファイルを作成し、提供する連携機能を追加する。	
7	・APIにより納付書情報登録ファイルを共通納税IFSへ連携・アップロードできること。「共通納税IFS API仕様書」に記載される機能を実装すると共に必要となるデータを管理できること。	・納付書情報登録ファイルを共通納税IFSへ提供できる連携機能を追加する。	【新規追加】 No.5、6に加え、以下を追加。 機能・帳票要件_4.保険料収納 中項目「4.1 保険料収納共通管理」 機能ID 0231439 ※【機能別連携仕様】への連携機能追加をデジタル庁へ調整予定。
8	・eLTAXへアップロードを行った後、処理結果検索キーを保持し、納付書情報登録処理結果を取得できること。取得した結果、エラーファイルがある場合、エラーとなった案件及びエラー内容を特定できること。	・納付書情報登録処理結果を照会できる連携機能を追加する。また、取得した結果、エラーファイルがある場合、エラーとなった案件及びエラー内容を特定できる機能を追加する。	【新規追加】 機能・帳票要件_4.保険料収納 中項目「4.1 保険料収納共通管理」 機能ID 0231440 ※【機能別連携仕様】への連携機能追加をデジタル庁へ調整予定。

※ 修正箇所の詳細は、別紙の機能・帳票要件を参照ください。

3. eLTAXを活用した地方公金収納の実現に向けた取り組みへの対応(4/5)

- 「対応事項③④⑤消込情報の分割及び取込・入金情報の取得・消込済情報の反映」に関する介護保険システム標準仕様書への対応内容と修正箇所は以下のとおりです。

検討中の内容を含む
変更の可能性あり

No	提示された機能要件(案)		対応内容	修正箇所
9	対応事項③④⑤ 消込情報の分割 及び取込・入金 情報の取得・消 込済情報の反映	・公金収納の納付データを取り 込めること ※各納付チャネルの一つに 公金収納が入る想定	・納付データを取り込める機 能要件を追加又は見直しを行 う。	【追記】 ・機能・帳票要件_4.保険料収納の中項 目「4.2 収納消込共通」の入力方法に 「公金収納の納付データ取込み」を追 記 【新規追加】 機能・帳票要件_4.保険料収納 中項目「4.9 収納消込(共通納税)」 機能ID 0231441
10		・公金収納の消込処理が一括 及び個別でできること。本料と 延滞金をそれぞれの調定に 対して消込処理ができること。	・消込処理における機能要件 は規定済のため、見直しは不 要。	機能・帳票要件_4.保険料収納 機能ID 0230418、0230419に規定済。
11		・納付情報管理ファイル、納 付情報ファイル(納付日ベー ス)、納付情報ファイル(入金 日ベース)の取込、管理がで きること。	・納付情報管理ファイル、納 付情報ファイル等を照会でき る連携機能を追加する。	【新規追加】 機能・帳票要件_4.保険料収納 中項目「4.9 収納消込(共通納税)」 機能ID 0231441
12		・公金収納の速報データを取り 込み、管理(参照)できるこ と。取り込んだ際、仮消込処 理ができること。	・速報データ等を照会できる 連携機能、及び、仮消込処理 の機能要件は規定済のため 見直しは不要。	機能・帳票要件_4.保険料収納 機能ID 0230418、0230419に規定済。

(次頁へ続く)

3. eLTAXを活用した地方公金収納の実現に向けた取り組みへの対応(5/5)

検討中の内容を含む
変更の可能性あり

No	提示された機能要件(案)		対応内容	修正箇所
13	対応事項③④⑤ 消込情報の分割 及び取込・入金 情報の取得・消 込済情報の反映	・取り込んだ納付データを基 に、消込用データを作成でき ること	・消込用データを作成する機 能要件を追加又は見直しを行 う。	※前頁のNo5、6にて新規追加。
14		・消込処理の結果、集計表が 出力できること	・集計表に関する機能要件は 規定済。	機能・帳票要件_4.保険料収納 機能ID 0230421に規定済。 機能・帳票要件_9.統計・報告等 機能ID 0231117に規定済。
15		・督促手数料の消込処理がで きること	・督促手数料の消込処理が行 える機能要件は規定済。	機能・帳票要件_4.保険料収納 機能ID 0230418に規定済。
16		・納付区分、納付チャネルと いったような記載で「マルチペ イメントネットワーク」「コンビ ニ」というような記載をしてい る要件について、「共通納税」 を追加	・納付区分、納付チャネル等 の管理項目の内容として、 「共通納税」を追加するよう に見直しを行う。	【追記】 ・機能・帳票要件_4.保険料収納の中項 目「4.2 収納消込共通」の入力方法に 「公金収納の納付データ取込み」を追 記

※ 修正箇所の詳細は、別紙の機能・帳票要件を参照ください。

4. 第9期介護保険制度見直し・介護報酬改定の対応

○ 検討論点3「第9期介護保険制度見直し・介護報酬改定の対応(多床室の室料負担の見直し)」は以下のとおりです。

第239回社会保障審議会介護給付費分科会(令和6年1月22日(月))
【参考資料1】令和6年度介護報酬改定における改定事項について より抜粋

補足給付(低所得者の食費・居住費の負担軽減)の仕組み (令和7年8月～)

○ 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。 ○ 標準的な費用額(基準費用額)と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護(予防)サービス費として給付。	
利用者負担段階	主な対象者 ※平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
	第1段階
	第2段階
	第3段階①
	第3段階②
利用者負担段階	主な対象者 ※平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
	第1段階
	第2段階
	第3段階①
	第3段階②
標準的な費用額(基準費用額)と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護(予防)サービス費として給付。	
食費	
居住費	
多床室	
特養等	
老健・医療院等	
老健・医療院等	
従来型個室	
老健・医療院等	
ユニット型個室的多床室	
ユニット型個室	

居住費(多床室(老健・療養等))において、室料徴収の有無により、基準費用額が変更されることとなっています。

No	対応内容	修正箇所
1	多床室の室料負担の見直しに伴う対応	機能・帳票要件_8.給付管理 機能ID:0230848の管理項目について、以下のとおり見直しました。なお、管理項目の追加が必要なため、機能IDは、新たに機能ID 0231444に見直しました。 <修正前> 居住費(多床室(老健・療養等)) <修正後> 居住費(多床室(老健・医療院)(室料徴収あり))、 居住費(多床室(老健・医療院等)(室料徴収なし))

機能・帳票要件					【実装区分】◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可			
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)
8 給付管理								
8 給付管理	8.1 給付共通管理		修正	0231444	特定入所者介護サービス費基準費用額について、登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・特定入所者介護サービス区分コード ・有効開始日 ・有効終了日 ・食費（介護予防）短期入所生活（療養）介護 ・食費（その他のサービス） ・居住費（ユニット型個室） ・居住費（ユニット型個室的多床室） ・居住費（従来型個室（特養等）） ・居住費（従来型個室（老健・医療院等）） ・居住費（多床室（特養等）） ・居住費（多床室（老健・医療院）（室料徴収あり）） ・居住費（多床室（老健・医療院等）（室料徴収なし）） ※ 履歴管理できること	○	【第4.0版改定案】多床室の室料負担の見直し対応に伴い、管理項目を以下のとおり対応 ・「居住費（多床室（老健・医療院）（室料徴収あり））」を追加 ・「居住費（多床室（老健・療養等））」の名称を、「居住費（多床室（老健・医療院等）（室料徴収なし））」へ変更	【第4.0版改定案】機能ID 0230848より変更
						※徴収ありの項目を追加し、徴収なしの項目は項目名変更です		

※徴収ありの項目を追加し、徴収なしの項目は項目名変更です。

5. 総合事業における継続利用要介護者への対応

検討中の内容を含む
変更の可能性あり

- 検討論点4「総合事業における継続利用要介護者への対応」として、総合事業における継続利用要介護者の利用可能サービスの弾力化により、継続利用要介護者が利用できるものとしてサービスA(緩和された基準の訪問型・通所型サービス)も含まれたことを受け、国保連合会にて審査対象となるため、国保連インタフェース仕様の変更が予定されています。インタフェース仕様の変更に伴う機能・帳票要件の改定案を以下のとおり作成しています。

1

国保連インタフェース「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」への変更に伴う対応

機能・帳票要件_10.総合事業 機能ID:0231126の「要件の考え方・理由」に「管理項目の入力内容(必須、任意、不可)は国保連合会インターフェース仕様書「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」の各項目の入力内容に準拠する。」と追記

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID (旧) のIDを設定している。

【実装区分】 ◎ : 実装必須機能、○

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由
10 総合事業	10.1 総合事業共通管理	10.1.2.	補記	0231126	介護予防・日常生活支援総合事業サービスマスタ情報を基に、保険者で使用(規定)するサービスの価格等について、登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・異動年月日 ・異動区分コード ・異動事由コード ・証記載保険者番号 ・サービス種類コード ・サービス項目コード ・適用開始年月 ・適用終了年月 ・サービス名称 ・単位数 ・算定単位コード ・制限日数回数 ・算定回数制限期間コード ・支給限度額対象区分コード ・給付率 ・利用者負担額 ・事業対象者実施区分コード ・要支援1受給者実施区分コード ・要支援2受給者実施区分コード ・運動機器機能向上体制コード ・栄養マネジメント(改善)体制コード ・口腔機能向上体制コード ・事業所評価加算コード ・要介護1受給者実施区分コード ・要介護2受給者実施区分コード ・要介護3受給者実施区分コード ・要介護4受給者実施区分コード ・要介護5受給者実施区分コード ・国保連合会委託区分コード ※1 一括登録もできること ※2 履歴管理できること	○	管理項目の入力内容(必須、任意、不可)は国保連合会インターフェース仕様書「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」の各項目の入力内容に準拠する。 適用開始年月により管理項目の入力可否等が変わるため、補足を追記

2

給付実績(介護予防・日常生活支援総合事業費)の審査結果情報へのチェック機能追加

機能・帳票要件_10.総合事業 中項目「10.9 給付実績(介護予防・日常生活支援総合事業費)」に機能ID 0231447を追加

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID (旧) のIDを設定している。

【実装区分】 ◎ : 実装必須機能、○標準オ

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由
10 総合事業	10.9 給付実績(介護予防・日常生活支援総合事業費)		新規追加	0231447	国保連合会から連携される給付実績(介護予防・日常生活支援総合事業費)の審査結果情報の取込時に、継続利用要介護者以外の要介護者の請求が行われていないかチェックできること。	○	【第4.0版改定案】総合事業における継続利用要介護者への対応に伴い、当該機能を追加

6. 高額合算自動償還への対応

検討中の内容を含む
変更の可能性あり

- 検討論点5「高額合算自動償還への対応」は、令和4年度の地方分権提案より高額介護サービス費と同様に高額医療合算介護サービス費の申請についても初回の申請をもって毎年の申請を不要とすることへの対応として、以下のとおり見直しました。

No	対応内容	修正箇所
1	機能・帳票要件の「8.8.高額サービス費」、及び「10.7.高額介護予防サービス費相当事業」と同等の機能を追加	○ 機能・帳票要件_8.給付管理 中項目「8.12 高額合算(支給申請)」 機能ID 0231445、0231446を追加 ○ 機能・帳票要件_10.総合事業 中項目「10.11 高額医療合算介護予防サービス費相当事業(支給申請)」 機能ID 0231448、0231449を追加

<修正例> 「8.12 高額合算(支給申請)」に追加する機能要件

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID (旧) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)
8 給付管理	8.12 高額合算(支給申請)	8.12.1.		0231058	<自庁・委託運用> 被保険者(もしくは医療保険者)から提出された高額合算介護サービス費の支給申請書について、以下の管理項目に登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・国保連合会とのインターフェース【支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書情報】に準拠 ※ 給付額減額の対象者であるか確認できること	○	介護保険における高額医療合算介護(予防)サービス費の運用は、制度開始時に事務連絡等に介護保険側の運用を国保連合会へ委託することを主軸として運用が示されたこともあり、標準仕様としても国保連合会への委託を基準とし、委託運用を実装必須とし、自庁処理を標準オプションとして定義している。	
8 給付管理	8.12 高額合算(支給申請)		新規追加	0231445	<自庁・委託運用> 高額医療合算介護(予防)サービス費支給または高額医療合算介護予防サービス費相当事業費支給の支払い方法が口座払いの申請(初回)がある場合、2回目以降は申請手続不要とすることが可能なこと。	○	なお、要件の先頭に、国保連合会の共同処理への委託にて利用する機能には<委託運用>、保険者が自庁処理にて運用する際に利用する機能には<自庁運用>、自庁運用と委託運用のどちらのケースでも利用する機能には<自庁・委託運用>と付記している。	【第4.0版改定案】にて新規追加
8 給付管理	8.12 高額合算(支給申請)		新規追加	0231446	<自庁・委託運用> 高額医療合算介護(予防)サービス費支給または高額医療合算介護予防サービス費相当事業費支給の申請(初回)がある場合、2回目以降は申請手続不要とする際、申請手続きの要・不要とする各条件を設定できること。	○	【第4.0版改定案】高額合算自動償還への対応に伴い、当該機能を追加	【第4.0版改定案】にて新規追加

<留意事項>

- ・ 申請書に「意思確認」の欄が追加される見込みであり、提示される参考様式をもとに、「給付-44.高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」の帳票詳細要件および帳票レイアウトを見直す予定です。
- ・ 申請書の帳票項目や国保連合会とのインターフェース仕様の変更内容により、管理項目の追加なども必要に応じて対応します。
- ・ 国保連合会とのインターフェース仕様の見直し内容によって、データ要件(基本データリスト)や連携要件(機能別連携仕様)の見直しも必要な場合はデジタル庁へ調整します。

7. 令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応

検討中の内容を含む
変更の可能性あり

- 検討論点6「令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応」は以下のとおりです。現在、マイナポータルぴったりサービスに対応している手続は重点計画記載の介護関係11手続となっていますが、今後、行政手続オンライン化に資すると考えられる事務手続が追加される見込みです。機能要件の改定案を以下のとおり作成しています。

No	対応内容	修正箇所
1	マイナポータルぴったりサービスの対応事務手続を追加	機能・帳票要件_1.介護保険共通 機能ID 0231436を追加 ※ 追加の機能となるため、機能ID:0230033 とは別に規定

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID (旧) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考 (改定内容等)	適合基準日
						介護保険システム	認定審査会システム			
1 介護保険共通	1.1 他システム連携	1.1.22.		0230033	マイナポータルぴったりサービスより受け付けた申請データのうち管理が必要な項目を、申請管理機能（「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定する申請管理機能をいう。以下同じ。）を経由して取得できること。 なお、経過措置として、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書（令和5年1月20日 総務省）」に規定される連携方式3、4により申請管理機能を経由して取得することも許容される。また、管理が必要な項目とは、標準仕様書における管理項目を想定しているが、標準仕様書における管理項目が不足する場合には必要に応じて管理項目以外の項目を取得してもよい。 申請管理機能がマイナポータルぴったりサービス等に対して申請処理状況（処理中、要再申請、完了、却下、取下げのステータス）を送信する場合に用いるため、取得した項目等を表示、出力等できること。 【対象事務】 ・重点計画記載手続（以下、1～11の事務手続き） 1) 要介護・要支援認定の申請 2) 要介護・要支援更新認定の申請 3) 要介護・要支援状態区分変更認定の申請 4) 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出 5) 介護保険負担割合証の再交付申請 6) 被保険者証の再交付申請 7) 高齢介護（予防）サービス費の支給申請 8) 介護保険負担限度額認定申請 9) 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請 10) 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請 11) 住所移転後の要介護・要支援認定申請 ・「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」（令和5年1月20日 総務省）により実現している事務	◎	×	詳細は「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」を参照すること。 「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）」別冊「オンライン化を実施する行政手続の一覧等」「V 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」に記載されている手続きを「重点計画記載手続」という。 「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」において、「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書（令和5年1月20日 総務省）」により構築された申請管理機能を有するシステムの継続利用が経過措置として認められている。連携方式3、4に基づく連携は本経過措置に基づき認められるものであることに留意すること。		令和8年4月1日
1 介護保険共通	1.1 他システム連携		新規追加	0231436	機能ID 0230033の対象事務に加え、以下の対象事務も申請データの取得や取得した項目等を表示、出力等できること。 【対象事務】 ・介護保険資格取得・異動・喪失の届出 ・介護保険住所特例適用・異動・喪失の届出 ・被保険者証の交付申請 ・支払い方法変更及び支払い一時差し止め等措置に係る終了申請 ・介護給付等対象サービスの種類指定変更の申請	◎	×	【第4.0版改定案】 令和7年までの行政手続オンライン化に向けた対応に伴い、当該機能を追加	【第4.0版改定案】にて新規追加	令和8年4月1日

規定済の機能要件とは別に規定。
適合基準日は「令和8年4月1日」としています。

<留意事項>

- 追加する事務手続におけるプリセット項目（インタフェース）と、標準仕様で規定する申請書や届出等における管理項目に相違がある場合、調整結果により当該事務の機能要件における管理項目の見直しを必要に応じて行います。また、申請書や届出の帳票詳細要件、及び帳票レイアウトの見直しが必要な場合も合わせて反映します。

8. 主治医意見書作成料支払処理の電子化対応

検討中の内容を含む
変更の可能性あり

- 検討論点7「主治医意見書作成料支払処理の電子化対応」は、介護情報基盤の運用開始に伴い、医療機関より主治医意見書と合わせて作成される請求書情報が介護情報基盤を介し保険者へ提出することが想定されているため、意見書作成料の支払処理を国保連合会へ委託している保険者の運用フローも踏まえ、国保連インタフェース仕様が見直される予定となっています。国保連インタフェース仕様の変更に伴い、機能要件の改定案を作成しています。

No	対応内容	修正箇所
1	保険者→国保連合会 の請求書情報の連携機能を追加	機能・帳票要件_7.認定管理 機能ID 0231442 を追加 →新規IF「主治医意見書作成料請求書情報(保険者)」(71D1)の連携機能
2	保険者→国保連合会 の主治医意見書料支払一覧表情報の連携機能を追加	機能・帳票要件_7.認定管理 機能ID 0231443 を追加 →既存IF「主治医意見書料支払一覧表情報」(3A21)の連携機能
3	国保連合会→保険者の主治医意見書料支払一覧表の連携機能への補記・訂正	機能・帳票要件_7.認定管理 機能ID:0230822 の機能要件へ補記と訂正 →No1、2の追加に伴い、情報名や交換情報識別番号を明記

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID (ID) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考 (改定内容等)	適合基準日
						介護保険システム	認定審査会システム			
7 認定管理										
7 認定管理	7.9 謝金・報酬支払		新規追加	0231442	国保連合会に、【主治医意見書作成料請求書情報(保険者)】を提供する。 ※ 国保連合会インターフェース【主治医意見書作成料請求書情報(保険者)】(交換情報識別番号:71D1)に準拠	○	○	【第4.0版改定案】主治医意見書作成料支払処理の電子化対応に伴い、当該機能を追加	【第4.0版改定案】にて新規追加	
7 認定管理	7.9 謝金・報酬支払	7.9.11.	補記訂正	0230822	国保連合会に、国保連合会的主治医意見書作成料請求情報【主治医意見書料支払一覧表情報】を照会する。 又、介護保険システムや認定審査会システムにて管理している実績情報と請求情報のチェックが行えること。 ※ 主治医意見書作成料請求情報は、国保連合会インターフェース【主治医意見書料支払一覧表情報】(交換情報識別番号:3A11)に準拠	○	○		【第4.0版改定案】国保連インタフェースの情報名を補記・訂正	
7 認定管理	7.9 謝金・報酬支払		新規追加	0231443	国保連合会に、【主治医意見書料支払一覧表情報】を提供する。 ※ 国保連合会インターフェース【主治医意見書料支払一覧表情報】(交換情報識別番号:3A21)に準拠	○	○	【第4.0版改定案】主治医意見書作成料支払処理の電子化対応に伴い、当該機能を追加	【第4.0版改定案】にて新規追加	

<留意事項>

- ・ 既存の国保連合会インターフェース【主治医意見書料支払一覧表情報】(交換情報識別番号:3A11)に項目追加が予定されていますが、追加項目は国保連合会に照会し提供される項目のため、管理項目(システムで職員にて登録等を行う項目)とはせず、システム内で保持し、【主治医意見書料支払一覧表情報】(交換情報識別番号:3A21)に設定する想定です。

9. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し

- 検討論点8「標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し」として、以下のとおり、帳票詳細要件を見直しました。

No	ご意見・ご質問の内容	第4.0版改定案の概要
1	(別紙3)帳票詳細要件_2.被保険者資格.xlsxの[資格-04]シートについて、介護保険被保険者証の認定の有効期間の印字編集条件が、「(事業対象者の場合に印字しないことも可)」に変更となっていますが、[資格-03]シートの介護保険資格者証の認定の有効期間についても同様の記載「(事業対象者の場合に印字しないことも可)」とすべきではないでしょうか。 介護保険被保険者証と介護保険資格者証に出力される認定の有効期間の考え方に差異はない認識のため、同様とすべきではないでしょうか。	ご意見のとおり、以下の帳票詳細要件の『印字編集条件など』に「(事業対象者の場合に印字しないことも可)」を追記しました。 【該当箇所】 帳票詳細要件_2.被保険者資格 帳票ID 0230009(資格-03.介護保険資格者証) 通番14、15

帳票詳細要件 介護保険システム

業務		帳票ID	
02.被保険者資格		0230009	
帳票名称			
03.介護保険資格者証			

通番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など
		必須	オプション	不可	
11	交付年月日	●			最新の介護被保険者証を交付した日、和暦表記
12	要介護状態区分等	●			現在の要介護・要支援状態区分（非該当、要支援1～2、要介護1～5）、事業対象者
13	認定年月日	●			事業対象者の場合は基本チェックリスト実施日、和暦表記
14	認定の有効期間	●			現在の認定・事業対象有効期間の開始日と終了日を印字（事業対象者の場合に印字しないことも可）、和暦表記
15		●			

印字編集条件などに、「(事業対象者の場合に印字しないことも可)」を追記しました。